



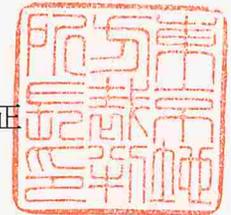
東地裁総第886号

令和2年3月31日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長 垣 内

正



司法行政文書開示通知書

2月21日付け（同月25日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

令和2年2月18日付け東京地方裁判所運用要領「民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について（通達）第6の2に基づく特別保存の運用について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）

令和2年2月18日

東京地方裁判所

民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について（通達）第6の2に基づく特別保存の運用について（運用要領）

民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第9条第2項及び運用通達第6の2に基づく特別保存の運用について、下記のとおり定める。

記

1 選定手順について

事件記録等保存規程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について（通達）（以下「運用通達」という。）第6の2に基づく特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付すべき事件記録及び事件書類の選定手順等は、以下のとおりとする。

(1) 次の事件を2項特別保存の候補事件とする。

ア 最高裁判所民事判例集又は最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載された事件

イ 事件担当部から運用通達第6の2(1)アからウまでに該当するとして申出があった事件

ウ 主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件

エ 在京の弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があった事件

(2) 東京地方裁判所長は、(1)アからウまでの候補事件について、事件記録を2項特別保存に付す。

(3) 東京地方裁判所長は、(1)エの候補事件に関し、2項特別保存に付するか否かの判断に当たって意見を聴くために、東京地方裁判所内に「保存記録選定委員会」を設置する。

(4) 東京地方裁判所長は、(1)エの候補事件について、「保存記録選定委員会」の意見を踏まえ、2項特別保存に付すか否かを認定する。

## 2 保存記録選定委員会について

(1) 「保存記録選定委員会」は、東京地方裁判所民事部の裁判官3名、東京地方裁判所民事首席書記官、東京地方裁判所民事次席書記官1名、東京地方裁判所事務局総務課長で構成する。

(2) 東京地方裁判所長は、「保存記録選定委員会」の構成員として、裁判官3名を指名する。

(3) 「保存記録選定委員会」は、毎年10月から12月までの間に、当該年度に保存の終期が到来する1(1)エの候補事件について、東京地方裁判所長に2項特別保存に付するか否かの意見を具申する。

## 3 在京弁護士会への周知について

東京地方裁判所長は、在京の弁護士会に対し、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について周知する。

## 4 学術研究者への周知について

東京地方裁判所長は、学術研究者に対し、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について周知する。

## 5 一般的な広報について

東京地方裁判所長は、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について、東京地方裁判所のウェブサイトに掲載して広報する。

以 上